

常任委員会報告

総務民生常任委員会

(11月29日開催)

1 調査事項

(1) 固定資産の課税基準

本町の場合、固定資産税の税率は、標準税率の1.4%を適用。免税点は、土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円である。

資産評価の仕組みとしては、土地は、固定資産評価基準によつて、売買実例価額を基に算出した正常売買価格を基礎として、地目別に定められた評価方法により評価額を算出。家屋は、評価の対象となつた家屋と同一のものを、評価時点において新築するとした場合に必要とされる建築費を点数化した再建築費評点数に、経年減点補正率を乗じて評価額を算出。償却資産は、取得価額を基礎として、取得後の経年数に依つて価額の減少を考慮し評価額を算出する。

2 報告事項

(1) 行政区活動報告

行政区活動は、基本事業、提案事業、協働事業の3項目に分けられる。

基本事業は、総会や役員会等を行う。

提案事業には、環境美化、コミュニティ推進、区民視察研修、地域安全安心の推進、スポーツ振興、文化づくりの事業がある。

協働事業には、防犯灯設置修繕、防犯灯電料金交付、資源ゴミステーション除雪、町広報紙配布、町有地草刈り、道路環境整備、公園環境整備、墓地草刈りの事業がある。

また、行政区役員を対象に、地域活動での対応力向上を図るため研修会を実施した。

(2) 債権管理に関する取組み

地方公共団体の歳入に係る債権について、司法による新たな判断が下されとことにより、債権の適正な管理のため平成26年度において新たな条

例制定に向け、準備が進められている。

(3) 新十津川保育園の指定管理

第三期の指定管理の公募を行った結果、第一期と同様に妹背牛町の学校法人華園学園が候補者として決定した。指定期間は、平成26年4月1日から5年間。議決後、平成26年3月に協定締結する予定。

(4) 子ども・子育て支援制度

平成24年8月公布の子ども・子育て関連3法の定めにより、新しい制度が平成27年4月から施行される。それに伴う町内6施設の対応は次のとおり。

① 新十津川保育園

現行同様、公設民営保育所として保育事業を実施し、今後少子化に伴うあり方を検討する。

② 新十津川町児童館

現行同様、公設公営児童館として事業を実施する。

③ 新十津川町子育て支援センター

現行同様、公設公営支援センターとして事業を実施する。

④ 放課後児童クラブ事業

平成25年度の実施試行を基本に再試行を実施し、事業計画に基づき平成27年度以降の実施を定める。

⑤ 新十津川幼稚園

幼稚園型認定こども園として支援事業を実施する予定。

⑥ 空知中央病院内保育所

移行体制は未表明。

(5) 行政区自治会館耐震改修の検討結果

11行政区会館のうち、耐震性を有している中央区、青葉区、徳富区を除き、大和区は改修工事を行い、残り7行政区会館は建替えを行う。工期は大和区が平成26年度、建替えを行う行政区は平成27年度から29年度までの3年間。1年に2、3か所を建て替える。

(6) 執行機関別人事行政運営状況

現在の実質職員数は100名。退職時から年金支給年度までの間、本人の希望により再任用制度に基づき再任用を行う。

(7) 定住自立圏構想の取組み状況

滝川市、砂川市を中心とし

た複眼型の自立圏構想を想定している。中空知地域定住自立圏構想として、4つの共通課題を掲げている。

① 医療連携強化事業

(検討会議の設置・IT化の促進、診療情報共有ネットワークシステムの構築)

② 地域防災連携事業

(防災協定の締結、備蓄品や避難所の役割分担と情報共有、防災訓練の地域実施、「FMなかそらち」の受信環境の整備)

③ 鳥獣被害防止対策事業

(ハンター等人材確保事業、被害防止活動、被害防止設備、駆除動物処理施設の整備の検討)

④ 地域人材育成事業

(セミナー開催情報の共有化と住民参加機会の提供、国學院短大の活用)。

定住自立圏構想について

人口5万人程度で昼間人口が多い都市が中心市となり、周辺市町村と協定を締結し、定住自立圏を形成する。共生ビジョンを策定し、地域全体で定住に必要な生活機能の確保に取り組む。